

鳥獣専門員からのお知らせ

人里に出没するクマにご注意！！

今年は県内でのクマの目撃件数が過去最多となっており、草刈り作業中に背後からクマに襲われるといった人身被害も発生しています。

今秋はブナなどのクマがエサとする木の実の凶作が予想されており、山でエサを食べられないクマが令和5年のように人里に下りてくる可能性が高いことから、会津地方では9月11日に「ツキノワグマ特別警報」が発令されました。（今年12月15日まで）

9月から10月にかけては、クマが栗の実を食べるために人家の近くにも出没する傾向があり、エサ不足の今年は特に注意が必要です。

クマとの遭遇は、命に関わる事故に繋がる恐れがありますので、次の点に注意して、クマとの遭遇を未然に防いでください。

《注意点》

最近のニュースで喜多方市、南会津町、福島市の住居等に熊が侵入したとの報道が続いておりますので、戸締りをしっかりしてください。



1 クマのエサになる物の管理
・未収穫の農作物を畑に放置しない。 ・利用しない栗や柿などの果樹は伐採するか、実が熟する前に落とす。熟して落ちた栗は、クマが食べに来る前に拾う。 ・収穫後の作物や米ぬか・機械油などの強い匂いのする物は、鍵のかかる倉庫に保管する。 ・生ごみは決められた場所、時間に捨てる（生ごみの匂いにクマが引き寄せられる可能性がある）。
2 クマが嫌がる環境を作る
・住宅や畑付近の草を刈って、クマの隠れ場所や通り道をなくす。 ・畑のまわりに柵（電気柵など）を立て、クマの進行を妨害する。
3 クマと遭遇してしまったら
・慌てず、騒がず、ゆっくりとクマとの距離をとってください。立木などの障害物があれば身を隠しながら離れることでクマの突進を防ぐことができます。 ・万が一クマが向かってきたら、両腕で顔や頭、首をガードし、急所を守ってください。

クマ以外の動物にもご注意ください	
ドングリなどの不作はクマだけではなく、他の動物の行動にも影響を与えます。特に、農地を掘り返すイノシシと、既に住宅地に出没しているサルにはご注意ください。	
イノシシの場合	サルの場合
 【不作時の行動の変化】 エサを求めて掘り返す場所や範囲が激増する。 【対策】 イノシシが嫌がる環境づくり ・イノシシの隠れ場所や通り道になる草むらの刈り払い ・防護柵などの設置 - 手持ちの資材、廃材などを利用した簡易的な柵でも、短期間なら効果あり ・農作物を収穫した後も、しばらくの間は電気柵を撤去しない（撤去後の農地を掘り返されるため）	 【不作時の行動の変化】 良いエサ場を見つけると、なかなかそこから離れなくなる。 【対策】 ①エサとなる農作物や果樹などの管理 ・農作物は、ネットや柵で防護するか、サルの目に触れないように工夫する ・必要のない果樹は伐採、枝払いをするか、サルに食べられる前に実を落とす ・家の中でも、外から見える場所に食べ物を置かない ②住宅地や畑などでサルを見つけたら追い払う ・役場で配布している動物駆逐用花火などを活用してください（なるべくサルめがけて撃つ）

☎産業建設課 ☎（48）5566

毒キノコに要注意！

例年、毒キノコを食用キノコと誤認して採取、喫食したことによる食中毒が多く発生しており、令和6年度は全国で「ドクツルタケ」「コテングタケモドキ」「ツキヨタケ」「オオシロカラカサタケ」等の毒キノコの誤食による食中毒事例が報告されています。

つきましては、毒キノコによる食中毒を未然に防止するため、食用のキノコと確実に判断できないキノコ類の採取、譲渡、販売及び喫食は絶対行わないようにしてください。また、譲渡された野生キノコについてもむやみに口にしないようご注意ください。

厚生労働省ホームページ
毒キノコによる食中毒に注意しましょう https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kinoko/index.html



☎産業建設課 ☎（48）5566

令和7年産米を生産する農家の皆さんへ

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質から本県産米の安全性を確保するため、例年、米のモニタリング検査が実施されております。令和7年産米のモニタリング検査は、以下のとおり実施されますのでお知らせいたします。

三島町は令和7年産米の検査より、市町村単位で1点となります。
検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合は、三島町全体の出荷・販売の自粛が解除されます。

注意事項
モニタリング検査の結果が判明するまでは、無償譲渡を含む出荷・販売の自粛をお願いします。 ※モニタリングの結果が判明次第、県のホームページや町のお知らせ版、ホームページ等で結果を速やかにお知らせします（モニタリング検査は9月中～下旬に実施予定）。

☎産業建設課 ☎（48）5566

会津大学短期大学部

オープンキャンパスについて

本学の教育・研究活動等につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本学の魅力を広く発信するため、下記によりオープンキャンパスを開催いたします。皆様ぜひお越しください。

開催期日	10月18日(土)・19日(日) ※大学祭「紅翔祭（一般公開）」も同時開催となります。
------	--

※開催時間及び開催方法の詳細は、下記の大学 HP にてご確認ください。

問合せ先：会津大学短期大学部 入試・広報センター
担当 荒井・武藤
☎ 0242（37）2301
Email：nyushi_koho@jc/u-aizu.ac.jp
HP：https://www.jc.u-aizu.ac.jp

健康診断のご案内

国民健康保険加入者・後期高齢者医療の方の健診を下記の医療機関で実施します。身体全体の健康状態をきちんと見ることができるよう、町の健診は項目も充実していますので、6月の総合健診を受けられなかった方や通院中の方も、ぜひ受診してください。

	国民健康保険	後期高齢者医療
実 施 期 間	令和7年9月1日から 令和8年3月末まで	令和7年9月1日から 令和8年3月末まで
申込受付開始	令和7年8月25日から	令和7年8月25日から
実施医療機関	県立宮下病院 坂下厚生総合病院	県立宮下病院
対 象 者	40 歳から 74 歳まで	75 歳以上
健 診 内 容	身体測定・血圧・尿検査（微量アルブミン・尿中塩分摂取量を含む）・血液検査・心電図・眼底検査	身体測定・血圧・尿検査（尿中塩分摂取量を含む）・血液検査・心電図
自己負担金	5 0 0 円	無料
注 意 事 項	*微量アルブミン・尿中塩分摂取量は県立宮下病院のみ *眼底検査は、坂下厚生総合病院のみ *胸部レントゲンは含みません	*胸部レントゲンは含みません

*受診を希望の方は町民課保健福祉係までお申し込みください。日程を調整した後に、詳しい受診方法等をお知らせいたします。
*多数申し込みがある場合、人数により対応できない場合もありますので、早目にお申し込みをお願いいたします。

📍町民課保健福祉係 ☎（48）5565

認知症初期集中支援チームにご相談を！

三島町では、県立宮下病院・奥会津在宅医療センター・地域包括支援センターに所属する医師や看護師、保健師、社会福祉士がチーム員として活動しています。
対象となる方のお宅をチーム員が訪問してお話を伺い、その困りごとに応じて関係機関と連携を図りながら、医療機関への受診や介護保険サービスの利用等につなげるなどのお手伝いをします。

物忘れや普段と違った行動など、身近な人に以前と違う様子が見られたら早めに地域包括支援センターに相談してください。

対象となる方
三島町に住む 40 歳以上の方で、認知症やその恐れがあり、以下に該当する方 ① 認知症の診断を受けていない方や治療を中断している方 ② 適切な医療・介護サービスを受けていない方 ③ 医療・介護サービスを受けているが、対応に困っている方

📍地域包括支援センター ☎（48）5045

※📍映画上映会について

認知症普及啓発を目的とした映画を「山びこ」で開催いたします。申込は不要ですので、みなさまお誘い合わせの上で鑑賞ください。交通手段がない方はご相談ください。

上映作品	老後の資金がありません！
日 時	令和7年10月4日④ 【午前の部】10時～【午後の部】14時～
場 所	交流センター山びこ
対 象	町内に在住の方
鑑 賞 料	無料

📍地域包括支援センター ☎（48）5045

星空の魅力を伝える仲間を募集！

日本人の約7割は、天の川が見られない地域に暮らしています。当町は美しい夜空を残すため、美坂高原の星空保護区への認定を目指しています。その実現に向け「星空案内人」の資格取得を支援する制度を設けました。この機会にぜひお申込みください。

認定講座のご案内

星の聖地と呼ばれる八ヶ岳にて星空案内人認定講座 2025 が開催されます。講座に参加することで星空案内人（準案内人）の認定を受けられます。認定後は星空案内人として町内外でご活躍いただけます。資格取得に係る費用の一部を補助します。

主 催	一般社団法人星つむぎの村
日 時	2025 年 12 月 5 日⑤～ 12 月 7 日⑥ ※ 2 泊 3 日の合宿形式です。
場 所	八ヶ岳グレイスホテル（長野県南牧村）
募 集 人 数	若干名
対 象 者	本町に住所または勤務地を有し、町等が実施する星空イベント等において星空案内人として活動できる者
受 講 料	26,000 円（講習料・機器使用料・資料代など。）
宿 泊 料	シングル（1 人 1 室）33,000 円 2 泊 6 食

補助内容

- ・上限 5 万円として受講料・宿泊料・交通費の一部を補助します。
- ・申込方法など詳細は、地域政策課までお問い合わせください。

📍地域政策課 ☎（48）5533

建設業の退職金なら、建退共制度！

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

建退共制度の6つの特長
① 国の制度なので安全確実です。 ② 勤め先が変わっても、建退共に参加している企業であれば、退職金を引き継ぐことができます。 ③ 掛金の一部を国が助成します。 ④ 掛金は、法人では損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。 ⑤ 経営事項審査で加点評価の対象となります。 ⑥ 掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することが可能です。

電子ポイント方式で掛金納付をもっと便利に！
電子ポイント方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

- ・金融機関窓口で共済証紙を購入する必要はありません！（ペイジー・口座振替で購入できます。）
- ・発注機関等への提出・提示書類が軽減されます！
- ・公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています！

令和7年10月の電子申請専用サイトリニューアルで、さらに便利に使いやすく！この機会にぜひご利用ください。

ホームページには、制度説明動画、Q&A など詳しい情報が記載されています。「建退共」でご検索ください！ご不明点等ございましたら、右記建退共支部へお問い合わせください。



📍建退共福島県支部
☎ 024（523）1618